

木津川市新型インフルエンザ等対策行動計画(R8.3 改定)の概要

1. 改定の経過

- 木津川市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、市行動計画)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法)に基づき、平成27年3月に策定。
新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの。
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指し、①感染症危機に対応できる平時からの体制作り、②国民生活及び社会経済活動への影響の軽減、③基本的人権の尊重の3つの目標を実現すべく、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定。
京都府新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、府行動計画)においても政府行動計画の改正に伴い、令和7年3月に改定。
市行動計画は、特措法第8条により、府行動計画に基づき作成するものと規定されており、府行動計画の改定内容を踏まえ、今回改定を行うもの。
- 府行動計画の改定に伴い、京都府下の各自治体が令和7年度内に改定が完了するよう事務が進められた。(一部の自治体は令和8年度に改定)

2. 改定のポイント

■ 平時の準備の充実

- 全体を3期(準備期、初動期、対応期)に分け、特に準備期の取組を充実
 - ・ 国・府との連携体制を平時から構築
 - ・ 医療機関、関係団体等との連携体制を平時から構築
 - ・ 個人防護具等の備蓄やワクチン接種体制の整備など、平時からの準備

■ 幅広い感染症への対応と対策の機動的切り替え

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
- 状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

■ 対策項目の拡充

- 対策項目の変更、整理と内容を精緻化
 - ・ 人材育成や国・府との連携、DX の推進など、分野横断的な視点のもと、各対策項目の取組を強化
 - ・ ワクチン、保健、物資等の項目について、記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたりスクコミュニケーションのあり方等を整理

〔改定〕市行動計画(案)の対策項目	〔現行〕市行動計画の対策項目
(7項目) ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保	(7項目) ①実施体制 ②情報提供・共有 ③予防・まん延防止 ④予防接種 ⑤市民生活及び市民経済の安定の確保 ⑥サーベイランス・情報収集 ⑦医療

3. 各対策項目の概要

(1)実施体制

- 実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、関係機関との連携体制を構築する。
- 有事には、対策の実施体制を強化の上、平時に構築した連携体制を活かして、迅速に情報収集を行い、市対策本部において対応方針を決定する。

(2)情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 情報の錯綜や偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

(3)まん延防止

- 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制する。

(4)ワクチン

- 接種により、市民の健康を守るとともに、入院患者数や重症者数等を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつなげる。

(5)保健

- 収集した感染症に係る情報を市民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

(6)物資

- 感染症対策物資等の不足により、医療・検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、平時から、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

(7)市民生活及び市民経済の安定の確保

- 平時から事業者や市民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働き掛ける。
- 有事には、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、市民生活及び社会経済活動への影響を緩和するため、必要に応じた支援を行う。

(参考)発生後の主な対応イメージ

	初動期	対応期
①実施体制		【国内での発生】 ○職員の派遣や応援 ○市対策本部の設置、基本的な方針に基づく対策実施開始
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	○迅速な情報提供・共有 ○双方向コミュニケーションの実施 ○偏見・差別や偽・誤情報への対応	
③まん延防止	○まん延防止対策の準備	○まん延防止重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組
④ワクチン	○会場確保等、接種体制の構築	○構築した接種体制に基づく接種の実施 ○予防接種健康被害制度の周知徹底、健康被害の救済措置強化 ○大規模接種会場設置等、府への補完体制要請の検討
⑤保健	○有事体制への移行準備 ○コールセンターの設置	○感染症有事体制への移行 ○感染状況に応じた取組、府が実施する健康観察、生活支援への協力 ○コールセンターの体制強化
⑥物資	○備蓄状況等の確認 ○必要量の確保	○備蓄物資等の供給に関する相互協力 ○府に対する必要な対応の要請
⑦市民生活・市民経済	○消費者としての適切な行動等の呼び掛け	○事業者に対する支援 ○要配慮者への生活支援、教育及び学びに関する支援